

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

令和 3 年（2021 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成 27 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 の 8 の項の次に次のように加える。

8 の 2 市長	介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

(2) 別表 2 の 11 の項の次に次のように加える。

11 の 2 市長	介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報、介護保険法に規定する施設への入所に関する情報又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人ホームへの入所に関する情報
-----------	---	--

(3) 別表 2 の 19 の項中「(昭和 38 年法律第 133 号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業を、令和3年度から介護保険法による保健福祉事業として実施することに伴い、その実施に関する事務を従前と同様に個人番号を利用することができる事務とするとともに、他の事務における一定の特定個人情報の利用を可能とするため、本案を提出する。